

平成17年度
第2期 新南陽地区地域審議会会議録
(第 1 回)

日 時 平成17年11月4日

場 所 周南市新南陽総合支所

4階 41会議室

平成17年度 第4回新南陽地区地域審議会 会議録

- 1 開催日時 平成17年11月4日(金)
開会 10時00分
閉会 11時45分
- 2 開催場所 周南市新南陽総合支所 4階 41会議室
- 3 出席委員 (1)志賀武男
(2)伊藤禎亮
(3)藤本嘉明
(4)藤井 道
(5)中山哲男
(6)菊地光雄
(7)三坂妙子
(8)浅海道子
(9)福田裕子
(10)山本正之
(11)多田道馨
(12)岸 義武
(13)田村美由紀
- 4 欠席委員 (1)林 保男
(2)築山 博
- 5 出席職員 市長 河村和登
総合政策部長 山下敏彦
企画課長 住田英昭
企画課担当 有馬善己
企画課担当 青木和裕
新南陽総合支所長 田村俊雄
新南陽総合支所次長 堀常宗城
地域政策課主幹 片山九五
地域政策課課長補佐 岡田健一
- 6 会議次第 別紙のとおり
- 7 会議経過 別紙のとおり

【 会 議 次 第 】

- 1 開 会
- 2 委嘱状の交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員の紹介
- 5 会長・副会長の選出
- 6 議 事
 - (1) 地域審議会の概要について
 - (2) まちづくり総合計画の概要について
 - (3) 今後の運営について
- 7 閉会

【 会 議 経 過 】

1 開 会

2 委嘱状の交付

3 市長あいさつ

まちづくり総合計画を策定したが財政が厳しいなか、まちづくりのために力を貸していただきたい。元気発信都市周南を市、県内外に発信できるような取り組みを、子どもをはじめ、人材育成を主要な政策の柱として進めていくために皆さんのお力添えをお願いしたい。

4 委員の紹介

自己紹介

5 会長・副会長の選出

会 長 菊地光雄 委員

副会長 志賀武男 委員

6 議 事

会 長：皆さんの意見が十分出されるよう、審議会の雰囲気づくりに心がけてきた。これが意見具申書なり、答申書なりに反映させえたのではなかろうかと思っている。2期目も選任いただきましたので、そのような気持でやって行きたい。今期はほぼ半数の方が再任で、半数の方が新任ということになるので、会長、副会長でその点を心がけて会の運営を進めていきたい。ご協力をお願いしたい。

まず、発言の際には挙手をお願いしたい。また関連発言はまとめていきたい。よろしく申し上げます。

(1) 地域審議会の概要について

事務局:地域審議会という制度が設置されるに至った経緯について。

平成の大合併によりこれまで3200余りあった市町村が、現在では2100あまりとなり、更に来年3月末には1800あまりになる予定である。山口県においても56あった市町村が、現在29、来年3月には22になる予定。

市町村が合併してまちが一つになるということは、市や町がなくなりまちが大きくなるということで、住民の間でも「合併後も、これまでどおりの行政サービスが本当に受けられるのだろうか」とか、「自分の住んでいる地域は周辺部になるから、取り残されるのではないだろうか」といった不安が、いろいろと議論されるようになった。

合併によって住民の意見が、行政に届きにくくなるのではないかという、懸念を払拭するために、合併特例法の中で地域審議会を設置することができる、とされた。

資料1の真ん中あたりに、旧合併特例法の第5条の4というのがある。

簡単にいえば、「旧市町村の区域を1つの単位として、その区域のことについて、市長からの諮問についての審議や必要な事項について独自に意見をいうことができる審議会を設置できる」というもの。

これを受け、周南市では、合併協議会の中で、徳山・新南陽・熊毛・鹿野の4地区すべてに、地域審議会が設置されることになった。このことを定めたものが、資料2の「設置に関する協議書」。

設置期間については、期間は平成25年3月31日までの10年間。

地域審議会の事務・役割の1つは、旧市町の4つの区域の中の事項について、市長からの諮問を受けた事項について審議し、答申することが大きな役割。

その項目の、

- ・1として合併に策定しました新市建設計画を変更するときは、市長は地域審議会の意見を聴くこととなっている。
- ・2として、策定した新市建設計画の合併後の進捗状況について

・3として、市の総合計画の基本構想部分の策定、またその変更について

・4として、その他、市長が必要と認める事項 の4つ。

このうち、これまでに皆様にお願ひした事項は、3の総合計画の基本構想の作成に関することについて、昨年4月に諮問を行い、審議をいただき、7月に答申をいただいた。

この4つの項目では、それぞれの地区に係る事について、市長の諮問を受け、審議・答申をいただくということになる。

また2つ目の大きな役割として、地域審議会が独自に、それぞれの区域内の事で、必要と認める事について、審議していただき、市長に意見を述べることができる、となっている。このことは、新南陽地区の審議会で実施されている。

本日の地域審議会においては、市長からの諮問事項はないが、後ほど、「審議会の運営について」の中で、こうしたことも話し合っていたきたい。

委員の構成は15名以内で組織され、委員は、公共的団体等を代表する者、学識経験者、公募による者の中から市長が任命することとされている。

今回も公共的団体の代表の方9名、学識経験者の方3名、公募の方3名、をお願いしている。

任期は、平成19年9月30日までの2年間。再任は妨げないとされているが、市には、こうした審議会等の設置や運営に関する規程というのがあり、原則として連続2期までという規定がある。会長・副会長については、先ほど選任していただいたとおり。

会議の運営については、8項目の基本的な運営事項が述べられており、この中で、会議の公開が原則であるほか、会議録についても作成し、ホームページや市役所の行政公開コーナーで公開している。

会 長:ご意見があればお願ひしたい。特に新任の委員については、ご意見をお願ひしたい。

委員:委員の事務は新市建設計画に関することと思うが、前回の意見具申を見ても新市建設計画が載っていないが、新市建設計画を除いた一般的な行政についての項目も審議の対象になっているのか。

事務局:新市建設計画については市長から諮問され、答申をいただく。その他については皆さんから自由に意見を出していただいて、意見具申することができる。

委員:審議項目は、新南陽地区にかかわることだけで、周南市全体に関することはこの場では審議されないのですか。

事務局:資料1の枠のなかの、第5条の4のアンダーラインのところにあるように、原則は当該区域に係る事務に関して長の諮問に応じて審議するが、去年の学校の図書

の司書の件にもあるように、全市的な取り組みとして地域に限定できないものもある。
会長:そのあたりの線引きは難しいと思うから、意見は意見として出していただき、まとめるときに協議していければと思っている。こちらで枠を決めない方がいいのではないかと

かと思っている。
委員:合併してまだ2年半しか経っていないが、合併によるメリット、デメリットが示されていないような感じがしている。行政は大きく様変わりしているかも知れないが、市民にはその実感はなく、徳山も寂れてきているが、行政として2年半をどのように捉えられているか。子どもの将来も大事だが、あまり先を待てない人間もいますので、あまり長期の計画も困る。

事務局:なかなか難しい問題ですが、生活感は以前からも一体化していたので、改めて変化は感じられないと思う。合併して2年半、今は基礎づくりの時期と捉えている。まちづくり総合計画も今年度から動き出している。

会長:委員の意見は、これからもずっと続くことでしょうか、まちづくり総合計画の中ですとか、今後の運営の中で話されたらいいのではないかと。

委員:今年度は市長からの諮問がなかったということになれば、わたしたちが審議

する事項は必要なことについて意見を述べるところにあると理解してよいか。

事務局: そのとおり。新市建設計画の変更等が生じたら、お願いすることとなる。

委員: 新市建設計画の中に新南陽の位置づけとして、学習のまちづくり構想を定めていたが、これは現在どうなっているか。

事務局: 前回の審議会でも21のリーディングプロジェクトを説明しているが、新市建設計画に計上されている新南陽の学び交流プラザは、既存の施設の状況を見ながら検討することになっている。

委員: 新南陽で約束された事業であるので、是非実行していただきたい。そしてもう一点は、徳山駅の中心市街地の活性化事業ですが、これは実施するということですね。周南市の顔は駅周辺と考えているので、新市のポイントにしていただきたいが。

事務局: 基本構想を策定し、基本計画の段階が進められている。パンフレットのコースどおりというのではなくて、基本計画の策定の中で検討を加えて進めていく。

会長: 皆さん、いろいろ意見があるかと思いますが、まちづくり総合計画の概要についての説明を聞いたうえでまた、意見をいただけたらと思う。

(2) まちづくり総合計画の概要について

事務局: まちづくり総合計画の概要版にそって説明する。まず1P、計画の名称は「ひと・輝きプラン周南」、目標年度は平成26年度までの10年間、構成は、基本構想、基本計画、実施計画の三本からなる。基本構想は、まちづくりの基本理念、方向性を示すもの。基本計画は、基本構想で定めたまちづくりの目標等を実現するための施策展開の指針となるもの。実施計画は、基本計画に従って、具体的な事業、施策及び財政状況を示すもの。2P、将来の都市像、私たちが輝く元気発信都市 周南とし、その実現を目指す。3P、将来の都市像を目指すため、まちづくりの基本理念として「市民の視点に立ったまちづくりの推進」「市民と行政の協働によるまちづくりの推進」「各地域の特性をいかしつつ新たな発展を促すまちづくりの推進」の3つ定め、まちづくりを

進める。4 P、将来の都市像の創造に向けて、まちづくりの目標と施策の大綱として5つの目標を掲げてまちづくりを進めることとしている。5 Pは、4 Pのまちづくりの目標を実現するために、この10年間は、ひとの育成を施策の重点におくこととし、3つの施策を「ひと・輝きプロジェクト」として強力に推進する。P 6、計画推進のために、4つの行財政課題を掲げ、その課題に積極的に取り組んでいく。P 7からP 9はこれから5年間で推進していこうとする50項目の前期基本計画がまとめられている。

会 長:議題の(1)(2)について、感想なり、意見があれば。

委 員:まだ経緯が理解できていない。資料等を拝見し、次回の審議会で述べたい。

委 員:委員に同意見。

会 長:今後の運営について、今回諮問がないので、どのようにすれば、と思案している。一期目の委員の審議経過は資料を差し上げているとおり。知らないことが多く、勉強会が主体であった。そして、まちづくり総合計画の基本構想について諮問を受けたので、その答申を行なった。総合計画の答申は文言的なことで、具体的な事象については提言できないので、意見具申として提出した。その経過については、手元の資料にまとめてある。今回は、今後の会議の開催日、議論内容、運営の仕方について意見を戴きたい。勉強会が必要かどうか、勉強会についても、新任と再任の委員さんでは条件が違う。

(3) 今後の運営について

委 員:意見具申は8項目について行なったが、15項目から20項目くらいあったものを絞り込んだが、再度その項目について掘り下げていって、よりよい審議会にしていけたらと思う。また、それらの進捗状況についても情報を戴きたい。

委 員:先日の議員との懇親会での席でもお願いしたが、合併によって権力が大きく、遠くになり、なかなか要望も届かない。いままでの新南陽には細かい配慮があった。

いままでの新南陽がよかったのか悪かったのか。自治会、環境衛生、子ども会、PTA等を網羅して再編しないと、権力が遠くにいったから、ちゃんと要望していくという仕組みが必要では。18年度予算要望も含めて審議会を展開していったらいいのではないか。

会 長:意見具申8項目以外の項目の見直し、及び8項目に限らずフォローアップ状況の報告を次回行政の方から聞くことも必要ではないか。そして、コミュニティの組織づくりについて腹案等があれば聞かせて欲しい。

事務局:まちが大きくなると、自分たちでできることは自分たちでやるということが必要になってくる。徳山は学校区単位でそういったことを広げていこうとしているし、新南陽では、地区社協の立ち上げが小学校区で行なわれようとしている。これに連動して、小学校区でコミュニティ協議会のようなものが必要になるのではないか。行政も進めていこうとしている。

会 長:それについて、18年度の予算的な裏づけを考えているか。

事務局:予算的なものは考えていない、まずは組織の立ち上げが先だと考えている。

委 員:徳山と新南陽、組織的に異なっているので難しいが、18年度には地区社協を立ち上げようとしている。

会 長:社協は福祉という面をメインにしてやっている。山本委員の発言はもっとスパンを広げて意見を集約していこうと言うこと。勉強会はいかがか。考えられるのは、新任の委員を中心にいろんな現場を回ったほうが、話しを聞いたときに色々状況もわかるのかなと。それを事務局にセットしてもらって。

委 員:新任の委員だけではなく、再任の委員も一緒であれば、視察の段階から意見交換もできてコミュニケーションも深まる。

会 長:次回はいつごろに。資料を見る期間も要るでしょうが。そして、勉強会をそ

れまでに行なってはどうだろうか。12月の中旬までに一回程度でどうか。急ぐこともないが、このあたりで一回行なえば気分もひきしまる。事務局で、検討願いたい。

事務局:12月中旬に審議会、11月下旬に施設、現場をめぐる勉強会で、半日をかけて。全員に案内をすることで進める。

委員:確認事項の一つ、委員の出席について確認し、出席率のいいときに開催を。新南陽地区の合併時の調整事項について、市民生活に直結するようなものについて、状況を次回に提示できないか。

事務局:進捗状況のようなものをまとめているので、提示したい。

会長:欠席するときの連絡はきちっとするよう、委員にお願いして欲しい。本日の審議会はこれで終了する。

7 閉 会